



※令和3年度明るい選挙啓発
ポスターコンクール優秀作品

さあ、選挙に行こう！

8月7日(日)は 長野県知事選挙の 投票日です。



●問い合わせ 選挙管理委員会事務局
(東庁舎4階 ☎34-3000 内線1221・1222 📠39-1160)

8月7日(日)は長野県知事選挙(任期満了:令和4年8月31日)の投票日です。
今回の選挙は、今後の県政を任せる人を選ぶ大切な選挙です。必ず投票に行きましょう！
長野県知事選挙に関する詳細は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

松本市で投票できる方

松本市の選挙人名簿に登録され、投票日当日に選挙権を有する次の方が投票できます。

- 日本国民の方
 - 18歳以上(平成16年8月8日以前に出生)の方
 - 令和4年4月20日以前から松本市に住民登録のある方
- ※令和4年7月7日(木)までに市内で住所を異動され、転居届を提出された方は、転居後の投票所で投票できます。
7月8日(金)以降に転居届を提出された方は、転居前の投票所での投票になります。

県内で住所を異動された方

令和4年4月21日以降に、長野県内の他市町村から松本市へ転入届を提出された方(旧住所地の選挙人名簿に登録されている方)は、旧住所地の投票所で「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」を提示、または引き続き長野県内に住所を有することの確認を受け投票することができます。

- 当日投票 8月7日(日)
 - 期日前投票 7月22日(金)～8月6日(土)
- ※投票前に長野県外へ住所を異動された方は投票できません。

投票日当日の投票

- 投票できる場所
市内には73の投票区(投票所)があります。投票所はお住まいの住所または町会により指定されます。「選挙のお知らせ(投票所入場券)」を各有権者の世帯主宛てに郵送しますので、ご自分の投票所をご確認ください。
- 投票できる時間 午前7時～午後8時
※一部終了時刻が異なる投票所があります。詳細は、投票所入場券、または市ホームページをご覧ください。
- 持ち物 投票所入場券
※投票所入場券がなくても、選挙人名簿に登録があれば投票できます。投票の際に係員にお申し出ください。

期日前投票

期日前投票所では、備えつけの「宣誓書（兼請求書）」の記入が必要ですが、事前に投票所入場券の「宣誓書（兼請求書）」に記入してお持ちいただくとスムーズに受け付けができます。

| 開設場所 | 期 間 | 時 間 |
|---|----------------------|------------------|
| 松本市役所 東庁舎 4 階、なんぶくプラザ、長野県松本合同庁舎、松本バスターミナル | 7月22日(金)～ 8月6日(土) | 午前8時30分～ 午後8時 |
| 松本市寿公民館、松本市役所四賀支所、松本市役所梓川支所、松本市役所波田支所、笹賀農村環境改善センター(笹賀公民館) | 8月4日(木)～ 8月6日(土) | 午前8時30分～ 午後7時 |
| 松本市役所安曇支所、奈川文化センター夢の森 | 8月4日(木)～ 8月6日(土) | 午前8時30分～ 午後6時 |

移動期日前投票所

若い世代や中山間地域の皆さんが投票しやすい環境を整えるために、タウンズニーカーのバス車内で投票することができる「移動期日前投票所」を開設します。



| 開設場所 | 期 間 | 時 間 |
|----------------|----------|---------------|
| 松本大学 | 7月28日(木) | 午前10時～午後4時 |
| 乗鞍体育館 | 7月29日(金) | 午前9時～正午 |
| 安曇保健福祉センター | | 午後1時30分～4時30分 |
| 黒川渡公会堂 | 7月30日(土) | 午前9時～正午 |
| 保平公会堂 | | 午後1時30分～4時30分 |
| JA松本ハイランド錦部出張所 | 7月31日(日) | 午前9時～正午 |
| 消防団第26分団詰所 | | 午後1時30分～4時30分 |
| 松本短期大学 | 8月1日(月) | 午前10時～午後4時 |

滞在地での不在者投票制度

選挙期間中に市外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で、不在者投票の制度を利用して投票することができます。

必要書類の請求に必要な「不在者投票宣誓書（兼請求書）」は、市ホームページから印刷することができます。詳細は、お問い合わせください。

郵便等投票制度

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちで、一定の要件に該当する方は、自宅等による不在者投票ができます。

要件や申請方法等の詳細は、市ホームページをご覧ください。また、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

病院や老人ホームでの不在者投票

不在者投票ができる施設として指定されている病院や老人ホーム等に入院・入所中の方は、施設内で不在者投票ができます。お早めに各施設へお問い合わせください。

代理投票・点字投票

心身の状態などにより、字が書けない場合は、係員が代筆する代理投票制度があります。また、目の不自由な方は、点字で投票することができます。ご希望の方は係員にお申し出ください。

福祉サービスの利用

高齢や障がいをお持ちなどの理由で、投票所へ行くことが困難な方は、福祉サービスを利用して投票に行くことができます。

詳細は、サービス支援担当者にお尋ねください。

選挙公報

候補者の政見などを掲載した選挙公報は、投票日当日2日前までに新聞折り込みでお届けします。市役所、支所・出張所、農協、郵便局、大学などの窓口にも置いてあります。郵送を希望する場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。